

公益社団法人愛知県緑化推進委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛知県緑化推進委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県土緑化運動を推進することにより、森林資源の造成、国土の保全、水資源のかん養及び生活環境の緑化を図り、緑豊かな県土の建設及び国際貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化関係行事の開催及び県土緑化の普及啓発等に関する事業
- (2) みどりの少年団等青少年の育成に関する事業
- (3) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理
- (4) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進、森林の整備若しくは緑化の推進に係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付
- (5) 「みどりふれあい基金」の設置及び管理並びに運用益による森林愛護及び生活環境の緑化に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 正会員の入会にあたっては理事会の承認を得なければならない。

3 賛助会員の入会にあたっては理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条に規定する会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 前3条までの規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分等
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定

めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した2名以上の理事が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上18名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長及び副理事長を法人法上の代表理事とする。

4 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事(以下「執行理事」という。)とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表するとともに、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 執行理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び副理事長並びに執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第6章 会長及び副会長

(会長及び副会長の設置)

第27条 この法人に会長及び副会長を置く。

2 会長は名誉職とし、愛知県議会議長（以下「県議会議長」という。）を推戴する。ただし、県議会議長に交代があるときは、新県議会議長が就任するまでは、前県議会議長を引続き会長に推戴する。

3 副会長は名誉職とし、愛知県議会副議長、愛知県市長会会長及び愛知県町村会会長を推戴する。ただし、これらの職に交代があるときは、新任者が就任するまでは、前任者を引続き副会長に推戴する。

第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長及び副理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 緑の募金運営協議会

(運営協議会の設置)

第34条 この法人に、緑の募金法第7条に規定する運営協議会を置く。

(権限)

第35条 運営協議会は、この法人の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 毎年度の緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途計画
- (2) 緑の募金による寄附金に係る交付金の交付先及び交付額並びに使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額の決定
- (3) その他緑の募金の運営に関する重要事項

(組織)

第36条 運営協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、愛知県知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(運営協議会会長)

第37条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を統括する。
- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。
- 4 運営協議会会長に事故があるとき又は運営協議会会長が欠けたときは、委員のうちから、運営協議会会長のあらかじめ定める者が、その職務を行う。

(委任)

第38条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(みどりふれあい基金)

第39条 この法人に、みどりふれあい基金を設置する。

- 2 みどりふれあい基金は基本財産とし、みどりふれあい基金積立資産（以下「基金積立資産」という。）として管理する。
- 3 基金積立資産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。これを処分し、又は担保にすることができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経て、これを処分し、又は担保にすることができる。
- 4 基金積立資産の運用益は、森林愛護及び生活環境の緑化に関する事業に活用する。
- 5 みどりふれあい基金の設置・管理に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記録した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(区分経理等)

第44条 緑の募金による寄附金に係る経理については、その用途が明確に分かるように他の経理と区分して経理する。

2 第42条第1項に掲げた書類のうち、緑の募金に係る部分については、理事会の承認を受ける前に、あらかじめ、運営協議会の意見を聴かねばならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は小川悦雄、副理事長は三浦孝司とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。